

日南町被災者住宅再建等支援金等交付要綱

令和8年2月27日 告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例(平成13年日南町条例第23号。以下「条例」という。)第3条第1項第1号に規定する被災者住宅再建等支援金及び同項第2号に規定する被災者住宅修繕促進支援金(以下これらを「本支援金」という。)の交付について、日南町補助金等交付規則(昭和45年日南町規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本支援金は、条例第2条第1項第1号に規定する指定自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に対して助成を行うことにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的として交付する。

(交付申請の時期等)

第3条 本支援金の交付申請は、日南町被災者住宅再建等支援金交付申請書(様式第1号)又は日南町被災者住宅修繕促進支援金申請兼請求書(様式第2号)によるものとし、条例別表1に定める日までに行わなければならない。

2 前項の交付申請に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、修繕前後の写真及び契約書等の写しは、申請の時点で補助事業に着手又は完了している場合のみ添付するものとする。

	全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊 (被害10% 以上)	擁壁 等	修繕促進支 援金(軽微被 害10%未満)
罹災証明書の写し	○	○	○	○	—	○
位置図	○	○	○	○	○	○
被災状況写真	—	—	—	—	○	—
修繕前後の写真	—	—	○	○	○	—
契約書の写し(半壊、一部損壊又は擁壁等にあつては、修繕費用の分かる書類の写し。擁壁等にあつては日南町被災者住宅再建等支援金事業計画(報告)書及び収支予算(決算)書(様式第3号)を合わせて添付すること。)	○	○	○	○	○	—
修繕工事の計画図及び補助対象範囲の面積がわかる図面	—	—	—	—	○	—
世帯全員の住民票の写し(単身世帯の場合を除く。)	○	○	○	—	—	—
支給対象である宅地の土地の所有者がわかる書類	○	○	○	○	○	○
誓約書(様式第4号)	○	○	○	○	○	○
同意書(様式第5号)(管理者又は占有者が申請する場合に限る。)	○	○	○	○	○	○

(交付決定の時期等)

第4条 本支援金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 申請の時点で補助事業が完了している場合は、第7条に定める実績報告の提出は不要とし、前項の交付決定と併せて第8条に定める額の確定を行うものとする。

3 本支援金の交付決定通知は、日南町被災者住宅再建等支援金交付決定通知書(様式第6号)又は日南町被災者住宅修繕促進支援金支給決定兼確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第11条第1項ただし書の町長の定める軽微な変更とは、本支援金の増額を伴わない変更をいう。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第13条ただし書の町長が特に認めた経費の支出である場合とは、全ての補助事業に係る場合をいう。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第18条の規定による実績報告は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第18条に規定する報告書は、日南町被災者住宅再建等支援金事業完了届(実績報告書)(様式第8号)によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	擁壁等
交付決定通知書(様式第6号)の写し	○	○	○	○	○
修繕前後の写真	○	○	○	○	○
契約書の写し(半壊、一部損壊又は擁壁等にあつては、修繕費用の分かる書類の写し)但し、交付申請時と変更がない場合は不要	○	○	○	○	○
補修工事部分の面積及び補助対象範囲の面積がわかる完成図	—	—	—	—	○

3 日南町被災者住宅修繕促進支援金については、規則第18条の規定による実績報告を必要としない。

(額の確定の時期等)

第8条 町長は、日南町被災者住宅再建等支援金について前条の規定に基づく実績報告を受領したときは、その内容を審査し、速やかに額の確定を行うものとする。

2 日南町被災者住宅修繕促進支援金については、第4条第3項に定める交付決定をもって額の確定とする。

(支援金の支払)

第9条 日南町被災者住宅再建等支援金は、原則として、規則第21条に定める補助金等の交付の請求の日から起算して20日以内に支払うものとする。

2 日南町被災者住宅修繕促進支援金は、原則として、額の確定の日から起算して20日以内に支払うものとする。

(町長が別に定める事項等)

第10条 条例別表において町長が別に定めるとしている事項等は、次の事項によるものとする。

(1) 条例別表第1項対象事業の欄における町長が別に定める賃貸住宅は、発生日において居住する賃

借人のある賃貸住宅であって、その所有者が個人又は中小企業者等であるものとする。

- (2) 条例別表第1項対象者の欄における町長が別に定める居宅の所有者は、個人又は中小企業者等とする。なお、契約条項又は慣例により賃借人が補修することとされている賃貸住宅の場合は、賃借人を居宅の所有者とみなす。
- (3) 条例別表第6項から第8項支援金の額の欄における補修に要する経費は、当該補修に要する費用から仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除いた額とする。
- (4) 条例別表第9項対象事業の欄における町長が別に定める構造物は、崖又は盛り土の側面の崩落を防ぐために造られる石垣、ブロック積、コンクリート造等の構造物(第3条、第7条及びこの条において「擁壁等」という。)とする。
- (5) 条例別表第9項対象事業の欄における住宅に重大な損害を及ぼすおそれがあるものは、当該住宅からの水平距離が、当該擁壁等の高さに1.5を乗じて得た長さの範囲内にあるものをいう。
- (6) 条例別表第8項対象者の欄における町長が別に定めるものは、当該構造物の属する土地の所有者、管理者又は占有者である個人又は中小企業者等とする。
- (7) 条例別表第9項支援金の額の欄における補修に要する経費は、指定自然災害により被害を受けた擁壁等の破損部分の両端に原則として1メートルを加えた長さを限度として当該破損部分の復旧に必要な補修工事に要する額(ただし、当該破損部分の面積1平方メートルにつき4万円を乗じて得た額から仕入控除税額を除いた額(1,000円未満は切り捨てる。)を限度とし、30万円未満のものを除く。)とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本支援金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年2月27日から施行し、令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震の影響によるものを対象とする。

(失効日)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。但し、条例別表1に係る支援金の手続きに関しては、当該交付等が完了するまでの間、同日後もなおその効力を有する。